

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議の運営方針について

- 1 座長は、議事を整理する。
- 2 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 3 自由闊達な議論を確保するため、原則として、議事については冒頭に限り報道機関に公開する。
- 4 会議資料及び会議の議事録は、会議終了後速やかに法務省ホームページにおいて公表する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員に諮り、議事録及び資料の一部又は全部を公開しないことができる。